資料7

# 「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）」

# に対する関係地方公共団体の長、関係利水者の回答について

平成２４年１１月

国土交通省　東北地方整備局

写

国東整企画第１０２２号
国東整河計第１０１０号
平成２４年１１月１５日

秋田県知事　殿

国土交通省
東北地方整備局長

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東北地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「成瀬ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成いたしましたので、検証要領細目　第３　１（２）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成２４年１１月２０日までに、回答いただくようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第１６条の２に準じていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局
企画部　企画課　事業調整係　大久保　広
河川部　水災害予報企画官　　岩崎　等
（TEL：０２２－２２５－２１７１）

東北地方整備局
東整河計第1033号
24年11月20日

東北地方整備局
東整企画第1020号
24年11月21日

写

河　砂　－　１３８９
平成２４年１１月２０日

国 土 交 通 省
東北地方整備局長　様

秋田県知事

秋田県知事

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け国東整企画第１０２２号、国東整河計第１０１０号で依頼ありましたこのことについて、次のとおり回答いたします。

また、回答にあたって関係市町村長の意見を聴取しておりますので、あわせて提出いたします。

「成瀬ダム建設事業は「継続」することが妥当である」とした対応方針（原案）については異存ありません。

今後は、一日も早く対応方針を決定して、成瀬ダムの早期完成を望みます。

道　建　第 240 号
平成２４年１１月１９日

秋田県知事　様

秋田市長　穂　積　　志

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け河砂－1379で依頼のありました標記のことについて、別紙のとおり回答します。

【連絡先】
秋田市建設部道路建設課
担当 [redacted]
直通 [redacted]
FAX [redacted]

# 成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見

秋田県秋田市

## 意　見

成瀬ダム建設事業については、これまで４回実施されてきた検討の場での検討結果に基づき総合評価を行うとともに、学識経験を有する者等からの意見を踏まえて作成された「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」において、最も有利な案は成瀬ダム案であるとの結果となりましたが、これは、本市の主張にも沿った極めて妥当なものであると評価しております。

近年、全国各地で多発しているゲリラ豪雨や渇水などの異常気象に対応するには、多様な調節機能を持つダム建設が最も効果的であると考えますので、一日も早くその効果を発現するためにも、早期の着工を強く要望いたします。

建　監　第　５７２　号
平成２４年１１月１９日

秋田県知事　佐竹敬久　　殿

横手市長　五十嵐忠悦

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け河砂―１３７９で依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する

# 関係市町村長の意見

市町村名　横　手　市

これまでの検討の場で申し上げたとおり、ダムを建設することにより地域における様々な水の活かし方が有効になると確信しております。

このたびの検証が「洪水調整」「新規利水」「流水の正常な機能の維持」について、目的別の総合評価により「成瀬ダム」（案）が最良であることが報告書により理解でき、異議はございません。

成瀬ダム案が妥当であり、一日も早く事業実施が決定され順調に事業が出来ることを強く望みます。

大仙建道－２２９００５９
平成２４年１１月１６日

秋田県知事　佐　竹　敬　久　様

大仙市長　栗　林　次　美

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付、河砂第１３７９号で依頼のありました標記について、別紙とおり回答いたします。

# 成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見

秋田県大仙市

## 意　　見

第４回成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場において、「治水、新規利水、流水の正常な機能の維持」について、目的別の総合評価を行った結果、目的別の全ての総合評価において最も有利な案は「成瀬ダム案」となり、これを踏まえた総合的な評価結果においても最も有利な案は「成瀬ダム」であり、加えて、今回の「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」でも、最も有利な案は「成瀬ダム」であるという結果を受け、大仙市としては極めて妥当な評価と考えております。

雄物川流域の生命・財産を守るため、また、安全で快適な生活基盤と農業を中心に据えた豊かな経済社会の構築のため、一刻も早い成瀬ダムの完成を強く要望いたします。

湯 建 第 ８ ４ ３ 号
平成２４年１１月１９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久　様

湯沢市長　齊　藤　光　喜

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け川砂第１３７９号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」における総合的な評価の結果は、妥当なものと考えます。

羽建収第８９８号
平成２４年１１月１６日

秋田県知事
佐　竹　敬　久　殿

羽後町長
大　江　尚　征

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け河砂―１３７９号で依頼ありました標記について、別紙とおり回答いたします。

（別紙）

# 成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見

（羽　後　町）

## 意　　見

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」については、異論ありません。

なお、対応方針の決定後は速やかに事業の推進が図られますよう希望します。

東農建　－　１４８７
平成２４年１１月１９日

秋田県知事　佐竹　敬久　様

東成瀬村長　佐々木　哲　男

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け河砂－１３７９で依頼ありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見

東 成 瀬 村

意　見

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示されているとおり、治水、新規利水、流水の正常な機能の維持についての総合評価の結果、最も有利な案は「成瀬ダム案」であるとの意見は、極めて妥当な評価であると考えています。

水源地となる当村では、雄物川流域の治水及び利水対策上「必要なダム」と認識のもと、貴重な財産を提供し、流域一体となって建設促進を唱えてまいりました。

又、近年異常気象などによる洪水被害や渇水が度々起きており流域住民の安全・安心の為にも成瀬ダムの早期完成を要望する。

美収建第1538号
平成24年11月19日

秋田県知事　様

美郷町長　松　田　知　己

成瀬ダム建設事業に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成24年11月15日付け川砂－1379で依頼のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

（別紙）

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見

秋田県美郷町

意　　見

洪水調整、新規利水、流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価に基づく最も有利な案は「成瀬ダム案」であること報告書により理解しました。

渇水対策や治水対策に有効なダム建設について、成瀬ダム建設事業の一日も早い事業継続が決定されることを期待いたします。

仙発建第　２０５号
平成２４年１１月１６日

秋田県知事　佐　竹　敬　久　様

仙北市長　門　脇　光　浩




成瀬ダム建設事業の検証に係る検証に関する
意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け、河砂－１３７９で照会のありましたこのことについて、本市においては異議・意見はありませんので、取り計らいの程よろしくお願いします。

写

国東整企画第１０２２号
国東整河計第１０１０号
平成２４年１１月１５日

東北農政局長　殿

国土交通省
東北地方整備局長

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東北地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「成瀬ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成いたしましたので、検証要領細目　第３　１（２）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成２４年１１月２０日までに、回答いただくようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局
企画部　企画課　事業調整係　大久保　広
河川部　水災害予報企画官　　岩崎　等
（TEL：０２２－２２５－２１７１）

東北地方整備局
東整河計第1024号
24年11月20日

東北地方整備局
東整企画第1018号
24年11月21日

写

２４北整第１４２５号
平成２４年１１月１９日

東北地方整備局長　殿

東北農政局長

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け国東整企画第１０２２号、国東整河計第１０１０号により意見聴取がありました標記の件について、別紙のとおり回答します。

（別　紙）

# 成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に対する意見

東北農政局

## 意　　見

国営平鹿平野農業水利事業は，営農に必要な農業用水を確保するため成瀬ダムに安定水源を求めて事業計画に位置付け，これまで事業を実施し必要な水利施設の整備を概ね完成しているところである。

「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を踏まえた「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」で記載された対応方針（原案）は，これまでの成瀬ダム建設事業を継続するものであり，国営平鹿平野農業水利事業を実施している当局として異存はない。

今後は，一日も早く対応方針を決定し，地域農業の発展のため安定水源の確保を早期に図られたい。

なお，地元土地改良区の新規利水の検討結果に対する意見・要望は添付資料のとおりであり，今後も利水者に対する丁寧な説明と意見の尊重をお願いする。

（添付資料）地元土地改良区の意見・要望

・新規利水対策案において、成瀬ダム建設案が最も有効との評価となったことは非常に良かった。後は、これ以上の時間をかけないでダム本体を着工してもらいたい。

・今年は非かんがい期の取水が、暫定水利権の条件により出来ない事態となり地域住民から不安の声があがっている。農業用水はもちろんだが、年間を通した安定取水を可能にし、住民の生活を守るためにも成瀬ダムは絶対必要である。

・当初計画通りの完成年を目指し、早期に着工してもらいたい。

写

国東整企画第１０２２号
国東整河計第１０１０号
平成２４年１１月１５日

横手市長　殿

国土交通省
東北地方整備局長

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東北地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「成瀬ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成いたしましたので、検証要領細目　第３　１（２）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成２４年１１月２０日までに、回答いただくようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局
企画部　企画課　事業調整係　大久保　広
河川部　水災害予報企画官　　岩崎　等
（TEL：０２２－２２５－２１７１）

東北地方整備局
東整河計第1035号
24年11月20日

東北地方整備局
東整企画第1022号
24年11月21日

写

上水第　６１２　号
平成２４年１１月１９日

国土交通省
東北地方整備局長　様

横手市長　五十嵐　忠悦

秋田県横手市長之印

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け国東整企画第１０２２号、国東整河計第１０１０号で依頼のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

（担当　上下水道部 水道課）

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見

| | |
|---|---|
| 団体名 | 横手市 |
| 担当課 | 横手市 上下水道部 水道課 |
| 連絡先 | [redacted] |
| 意　見 | 「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」では、目的別及び総合的な評価においてもっとも有利な案は「成瀬ダム」であるという結果を受け、横手市としても極めて妥当な評価と考えます。<br>横手市では、市民生活や産業活動に欠かせない水道用水の安心安全で確実な水量確保が必要であり、一刻も早い成瀬ダムの本体建設着工と早期完成を強く要望いたします。<br>また、成瀬ダム建設事業費につきましても、より一層のコスト縮減を要望いたします。 |

写

国東整企画第１０２２号
国東整河計第１０１０号
平成２４年１１月１５日

大仙市長　殿

国土交通省
東北地方整備局長

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東北地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「成瀬ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成いたしましたので、検証要領細目　第３　１（２）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成２４年１１月２０日までに、回答いただくようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局
企画部　企画課　事業調整係　大久保　広
河川部　水災害予報企画官　　岩崎　等
（TEL：０２２－２２５－２１７１）

東北地方整備局
東整河計第1023号
24年11月19日

東北地方整備局
東整企画第1017号
24年11月21日

写

大仙上水－２３００００５
平成２４年１１月１６日

国土交通省
東北地方整備局長　様

大仙市長　栗　林　次　美

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け国東整企画第１０２２号、国東河計第１０１０号で依頼のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

担　当
大仙市　水道局　上水道課
課　長 [redacted]
電話番号 [redacted]
[redacted]
ＦＡＸ [redacted]

（別紙）

# 成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見

秋田県大仙市

## 意　見

第４回成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場において、「治水、新規利水、流水の正常な機能の維持」について、目的別の総合評価を行った結果、目的別の全ての総合評価において最も有利な案は「成瀬ダム案」となり、これを踏まえた総合的な評価結果においても最も有利な案は「成瀬ダム」であり、加えて、今回の「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」でも、最も有利な案は「成瀬ダム」であるという結果を受け、大仙市としては極めて妥当な評価と考えております。

本市の３地区簡易水道事業は、水源を成瀬ダムに依存し、暫定豊水水利権水利使用許可により取水し、給水を行っております。

しかしながら、雄物川の流量が一定量を下回った場合は取水できず、特に水道水の需要が増加する夏季にあっては、渇水による取水停止が続き、断水には至らなかったものの、水道水の供給に苦慮しております。

大仙市としては、３地区簡易水道事業について、永続的に安全で安心な水道水の安定供給を図るため、将来的に安定した水源確保が必要であり、成瀬ダムの早期完成を強く要望いたします。

また、成瀬ダム建設事業費につきましても、より一層のコスト縮減を要望いたします。

写

国東整企画第１０２２号
国東整河計第１０１０号
平成２４年１１月１５日

湯沢市長　殿

国土交通省
東北地方整備局長

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東北地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「成瀬ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成いたしましたので、検証要領細目　第３　１（２）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成２４年１１月２０日までに、回答いただくようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局
企画部　企画課　事業調整係　大久保　広
河川部　水災害予報企画官　　岩崎　等
（TEL：０２２－２２５－２１７１）

東北地方整備局
東整河計第1025号
24年11月20日

東北地方整備局
東整企画第1019号
24年11月21日

写

湯水上第　３４２　号
平成２４年１１月２０日

国土交通省
東北地方整備局長　　様

湯沢市長　齊藤光喜

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け国東整企画第１０２２号、国東整河計第１０１０号で依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

成瀬ダム建設事業の検証に係る検証報告書（原案）案に対する意見

| | |
|---|---|
| 団体名 | 湯沢市 |
| 担当課 | 湯沢市役所　水道課 |
| 連絡先 | Tel [redacted]　Fax [redacted] |
| 意見 | これまでの検討の場で整理されてきた利水対策については、総合的に比較検討しても現実的且つ有利な案は、ダム建設であると判断しております。<br>湯沢市におきましては、水源の一部を地下水に頼っておりますが、気象及び地形の変化により安定した水源水量を確保できず将来的に不安定な状況にあります。<br>給水区域内の安定供給を維持するためにも恒久的な水源が必要であり、成瀬ダムの早期着工を要望します。 |

写

国東整企画第１０２２号
国東整河計第１０１０号
平成２４年１１月１５日

秋田県知事　殿

国土交通省
東北地方整備局長

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東北地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「成瀬ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成いたしましたので、検証要領細目　第３　１（２）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成２４年１１月２０日までに、回答いただくようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局
企画部　企画課　事業調整係　大久保　広
河川部　水災害予報企画官　　岩崎　等
（TEL：０２２－２２５－２１７１）

東北地方整備局
東整河計第1034号
24年11月20日

東北地方整備局
東整企画第1021号
24年11月21日

写

公企――1365
平成２４年１１月２０日

国土交通省
東北地方整備局長　様

（発電に係るダム使用権設定予定者）
秋田県知事

秋田県知事

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成２４年１１月１５日付け国東整企画第１０２２号、国東整備河計第１０１０号で依頼のあったこのことについて、次のとおり回答します。

１　「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について異存ありません。
２　成瀬ダムによる発電所は利水従属発電の計画であり、成瀬ダムの建設が前提となることから早期完成を要望します。
３　事業推進にあたっては、総事業費の縮減について努力されるようお願いいたします。